

# 第 1 章 総 則

## 第 1 推進計画の目的

市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき、「南海トラフ地震巨大防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域にかかる地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

### 1 寝屋川市

機関名	事務又は業務
寝屋川市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (3) 水防活動の実施に関すること。 (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 (6) 災害時における保健医療衛生対応に関すること

※ 市各部署の詳細な事務分掌は資料編に記載

## 2 枚方寝屋川消防組合

機関名	事務又は業務
枚方寝屋川消防組合	(1) 消防に関する教育及び訓練に関すること。 (2) 消防資機材等の点検及び整備に関すること。 (3) 消防相互応援体制の整備に関すること。 (4) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。 (5) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 (6) 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 (7) 救助、救急、救護活動に関すること。 (8) 消防活動要員の確保に関すること。

## 3 寝屋川市消防団

機関名	事務又は業務
寝屋川市消防団	(1) 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。 (2) 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。 (3) 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

## 4 府機関

機関名	事務又は業務
枚方土木事務所 地域防災監	(1) 災害予防対策及び災害応急対策等にかかる市及び関係機関との連絡調整に関すること。
枚方土木事務所	(1) 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者等への提供に関すること。
寝屋川水系改修工営所	(1) 所管する寝屋川・古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者等への提供に関すること。 (3) 所管する寝屋川・古川の水防警報発表等に関すること。
中部農と緑の総合事務所	(1) 所管するため池の土木施設等の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防管理者等への提供に関すること。

## 5 寝屋川警察署

機関名	事務又は業務
寝屋川警察署	(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。 (3) 交通規制・管制に関すること。 (4) 広域応援等の要請・受入れに関すること。 (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。 (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。 (7) 災害資機材の整備に関すること。

## 6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
大阪管区气象台	(1) 観測施設等の整備に関すること。 (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。 (3) 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市や府に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
大阪労働局 (北大阪労働基準監督署)	(1) 災害時における事業場施設の被害状況の収集に関すること。 (2) 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること。 (3) 災害時の応急工事等における二次災害防止措置を始めとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること。 (4) 労働者の災害補償に関すること。 (5) 離職者の早期再就職等の促進に関すること。 (6) 雇用保険の失業等給付に関すること。
近畿農政局 大阪府拠点	(1) 応急用食料品（政府備蓄米）の提供に関すること。
近畿経済産業局	(1) 工業用水道の復旧対策の推進に関すること。 (2) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること。 (5) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること。
中部近畿産業 保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること。

機関名	事務又は業務
近畿地方整備局 淀川河川事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 (2) 国管理の河川の水防警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。 (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。 (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	(1) 国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること。
近畿地方整備局 大阪国道事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 (2) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 (3) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。 (4) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。 (6) 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること。
近畿地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
近畿中部防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。 (4) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

## 7 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第三師団 第36普通科連隊	(1) 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること。 (2) 災害派遣に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
<p>日本郵便株式会社 (寝屋川市内郵便局)</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 (3) 災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p>
<p>西日本電信電話株式会社 (大阪支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 (関西営業支店) 株式会社NTTドコモ (関西支社)</p>	<p>(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。 (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。 (4) 災害時における重要通信確保に関すること。 (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。 (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。 (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。</p>
<p>関西電力送配電株式会社 (大阪支社枚方配電営業所)</p>	<p>(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。 (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (4) 被災電力供給施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
<p>大阪ガス株式会社 (導管事業部北東部導管部)</p>	<p>(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。 (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
<p>西日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>(1) 鉄道施設の防災管理に関すること。 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。 (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。 (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
<p>日本赤十字社 (大阪府支部)</p>	<p>(1) 災害医療体制の整備に関すること。 (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。 (3) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。 (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。 (6) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。 (7) 救援物資の備蓄に関すること。</p>

機関名	事務又は業務
淀川左岸水防事務組合	(1) 水防団員の教育及び訓練に関する事 (2) 水防資機材の整備・備蓄に関する事 (3) 水防活動の実施に関する事
京阪電気鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関する事 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
京阪バス株式会社 (交野営業所)	(1) 運行施設の防災管理に関する事 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (4) 災害時における運行通信施設の利用に関する事 (5) 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事
一般社団法人大阪府 トラック協会	(1) 緊急輸送体制の整備に関する事 (2) 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事 (3) 復旧資機材等の輸送協力に関する事
日本放送協会 (大阪拠点放送局)	(1) 防災知識の普及等に関する事 (2) 災害時における放送の確保対策に関する事 (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事 (4) 気象予警報等の放送周知に関する事 (5) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事 (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (7) 災害時における広報に関する事 (8) 災害時における放送の確保に関する事 (9) 災害時における安否情報の提供に関する事
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	(1) 管理道路の整備と防災管理に関する事 (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
KDDI株式会社 (関西総支社)	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事 (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事 (4) 災害時における重要通信確保に関する事 (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事 (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
日本通運株式会社 (大阪支社)	(1) 緊急輸送体制の整備に関する事 (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

機関名	事務又は業務
公益財団法人 大阪府消防協会	(1) 防火・防災思想の普及に関する事 (2) 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事
各民間放送株式会社 (テレビ放送各社、 ラジオ放送各社)	(1) 防災知識の普及等に関する事 (2) 災害時における広報に関する事 (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事 (4) 気象予警報等の放送周知に関する事 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
大阪府道路公社	(1) 公社管理道路の整備と防災管理に関する事 (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
一般社団法人 大阪府LPガス協会	(1) LPガス施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事 (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事 (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事
大阪広域水道企業団	(1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事 (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事 (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事 (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事 (5) 応急給水及び応急復旧に関する事

9 その他公共的団体

機関名	事務又は業務
一般社団法人 寝屋川市医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 負傷者に対する医療活動に関する事
一般社団法人 寝屋川市歯科医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 被災者の口腔治療に関する事
一般社団法人 寝屋川市薬剤師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 要治療者の医薬品の確保に関する事
公益社団法人 大阪府看護協会 (大阪府北東支部)	(1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事 (2) 被災者に対する看護活動に関する事
一般社団法人 寝屋川市病院協会	(1) 医療救護所の開設に関する事 (2) 災害時における医療救護の活動に関する事
社会福祉法人	(1) 災害時における福祉に関する事

機関名	事務又は業務
寝屋川市社会福祉協議会	(2) 災害時における福祉・ボランティア活動に関すること。



## 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

### 第1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するに当たって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

#### 1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表する。

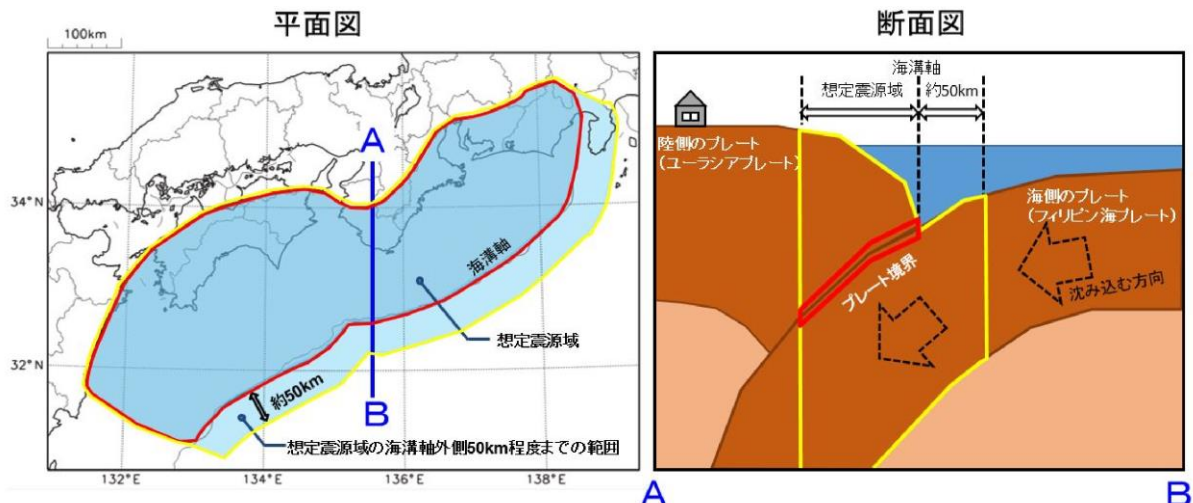
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

(出典：気象庁HP)

#### 2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上<sup>※1</sup>の地震<sup>※2</sup>が発生</li> <li>1カ所以上のひずみ計<sup>※3</sup>での有意な変化<sup>※4</sup>と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化<sup>※4</sup>が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり<sup>※5</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※6</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>※2</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

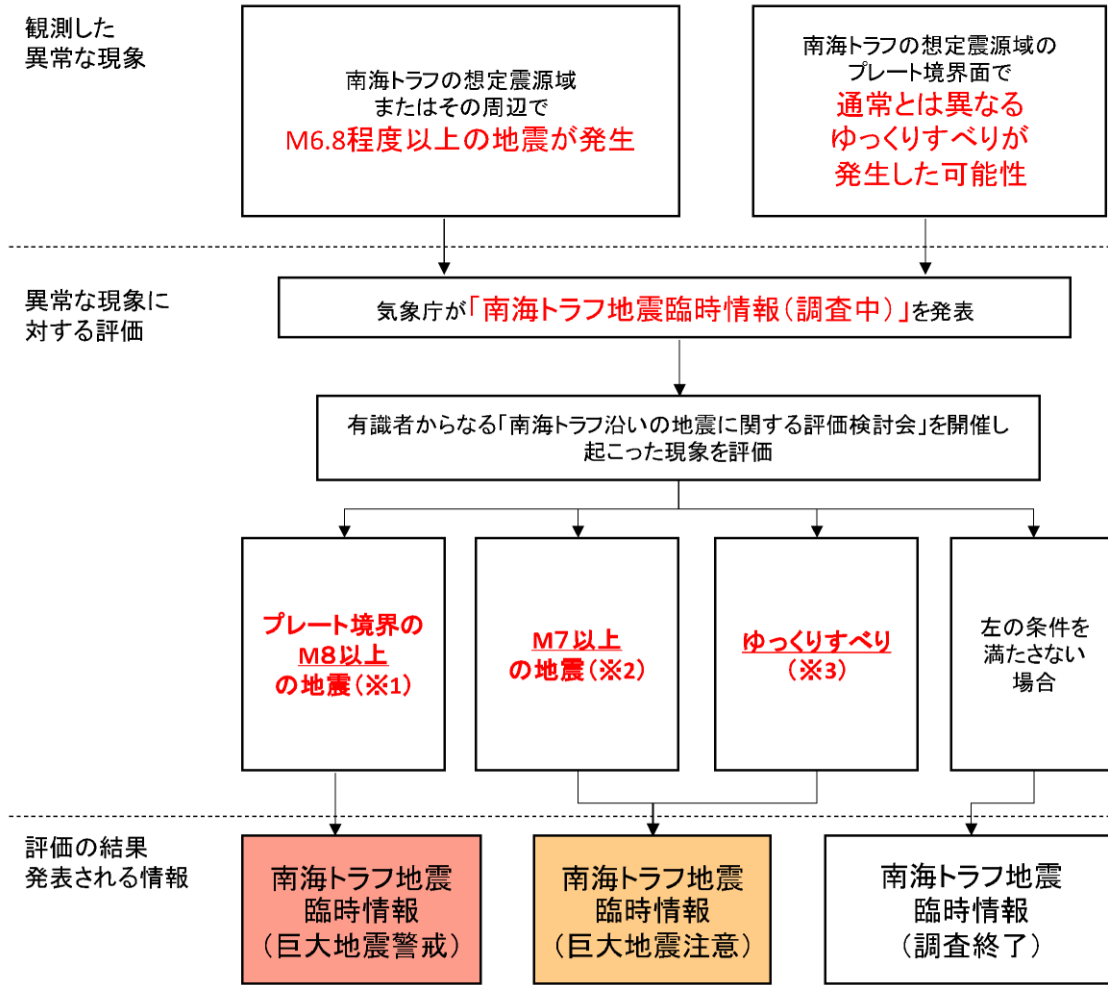


想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

- ※1） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※3） 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。
- ※4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。  
 具体的には、  
 レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。  
 レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。  
 レベル3：レベル1の2倍に設定。  
 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、  
 「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- ※5） ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。  
 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。  
 なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（出典：気象庁HP）

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】令和元年5月 内閣府(防災担当))

### 3 南海トラフ地震に関連する情報の注意点

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
- (2) 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
- (3) 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。
- (4) 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連す

る情報)の発表は行っていない。

## 第2 防災対応について

市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

### 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

### 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

### 3 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

「巨大地震警戒対応」、「巨大地震注意対応」において、最初の地震発生後「1週間」を最も警戒する期間とする。なお、「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。

	プレート境界のM8以上の地震※ <sup>1</sup>	M7以上の地震※ <sup>2</sup>	ゆっくりすべり※ <sup>3</sup>
<b>発生直後</b> 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	・ 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		・ 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
<b>(最短) 2時間程度</b>	<b>巨大地震警戒対応</b> ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<b>巨大地震注意対応</b> ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b> ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等
<b>1週間</b>			
<b>2週間※<sup>4</sup></b>	<b>巨大地震注意対応</b> ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
<b>すべりが収まったと評価されるまで</b>	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
<b>大規模地震発生まで</b>			・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

※1) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(ゆっくりすべりケース)

※3) ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

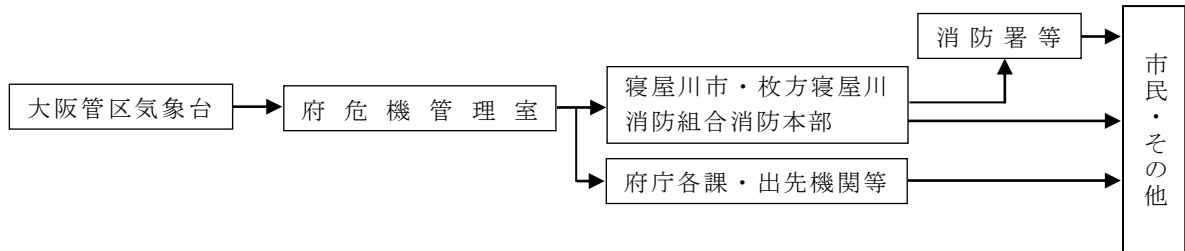
※4) 2週間とは、巨大地震警戒対応機関(1週間+巨大地震注意対応期間1週間)

(出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】令和元年5月 内閣府(防災担当))

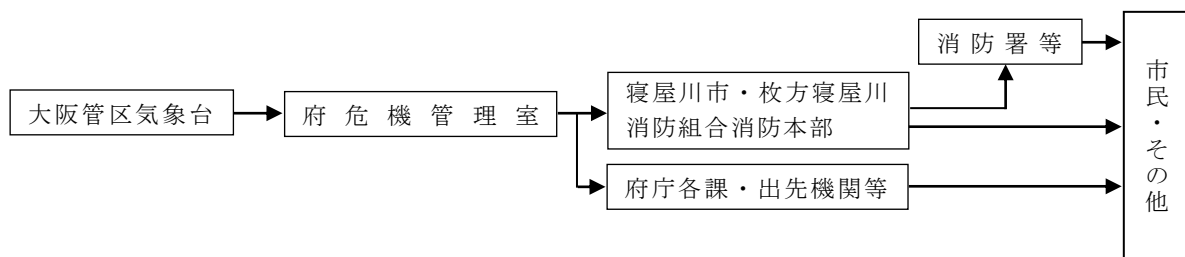
### 第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

#### 1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



#### 2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

### 第4 市民の防災対応の検討

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された際の防災対応は、市民一人一人が検討・実施することを基本とするが、市は必要な情報提供を行うなど、その検討・実施を促すとともに、必要な支援を行う。

なお、詳細については、関連する各編・各章によるものとする。

防災対応の検討に当たっては、必要に応じて市民の意見を十分に聴く必要があり、地域内の各主体が調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うよう努める。

また、防災対応を実施する際、社会的な混乱が発生しないよう、市はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際取るべき対応を住民に周知するものとする。

市民に求められる防災行動	本計画における関連箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日頃からの地震への備えの再確認等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応（家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等）</li> </ul> </li> </ul>	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害に対する防災対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じて避難のあり方を検討</li> </ul> </li> </ul>	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第4節 土砂災害予防対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討</li> <li>・ 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止</li> </ul> </li> </ul>	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物の安全強化 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第3節 火災予防対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難先の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所の受入人数の把握</li> <li>・ 指定避難所候補リストの作成</li> <li>・ 指定避難所の選定</li> <li>・ 指定避難所が不足する場合の対応</li> <li>・ 指定避難所への移動方法の検討</li> </ul> </li> </ul>	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所の運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営体制や運営する際の役割の検討</li> </ul> </li> </ul>	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備

## 第3章 災害対策本部の設置等

### 第1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ巨大地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに寝屋川市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

### 第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、寝屋川市災害対策本部条例及び地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第1節「組織動員」に定める。

なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長（危機管理部局を担当する副市長）
2	他の副市長
3	危機管理監
4	教育長
5	上下水道事業管理者

### 第3 災害応急対策要員の参集

- 1 災害応急対策要員の参集・配備は地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第1節「組織動員」を準用し行う。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。



## 第4章 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達〔市・枚方寝屋川消防組合・関係機関〕

##### (1) 情報の収集・伝達等

市は、防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対して採られた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

また、整備された情報基盤を活用し、国や他自治体等との情報共有による危機管理と広域連携の推進を図る。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第2節「災害情報の収集伝達」に基づき行う。

##### (2) 避難のための指示

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難を指示する。

イ 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

ウ 警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

エ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を發し、特に急を要する場合は避難をさせる。

オ 災害時の通信手段の確保、避難指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第2節「災害情報の収集伝達」及び第10節「避難の指示及び誘導」に定める。

#### 2 施設等の緊急点検・巡視〔市〕

市は、必要に応じて、公共施設（特に防災活動の拠点となる施設、指定避難所に指定されている施設）及び土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視を実施し、当該施設等の被災状況の把握に努める。

#### 3 二次災害の防止〔市・枚方寝屋川消防組合・関係機関〕

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を採る。

#### 4 消火活動、救助・救急活動、医療活動 [市・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関]

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第7節「消防計画」、第8節「救助・救急活動」、第9節「医療救護活動」に定める。

#### 5 物資調達 [市・関係機関]

- (1) 市及び防災関係機関は、職員等が行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、市域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

#### 6 輸送活動 [市・関係機関]

地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第12節「緊急輸送活動」に定める。

#### 7 保健衛生、防虫・防疫活動 [市]

地震災害応急対策・復旧対策編第1部第2章第4節「保健衛生活動」に定める。

#### 8 帰宅困難者対策 [市]

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討する。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 資機材の調達手配 [市]

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材の確保を行う。

用途の目安	品目の目安
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ、インターネット、無線機
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な資機材が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

## 2 人員の配置 [市]

市は、府に対し、人員の配置状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置を採るよう要請する。

## 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 [市・関係機関]

(1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、当該機関ごとに別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

### 1 応援協定の運用 [市・枚方寝屋川消防組合]

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

消防相互応援協定

協定名称	協定市町等
大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、豊能町、島本町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、能勢町、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大東四條畷消防組合、泉州南消防組合
枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合
枚方市、京田辺市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	枚方市、京田辺市、枚方寝屋川消防組合
大阪市、枚方寝屋川消防組合航空消防応援協定	大阪市、枚方寝屋川消防組合
第二京阪道路（巨椋池 IC～枚方東 IC）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市、枚方寝屋川消防組合
第二京阪道路（枚方東 IC～第二京阪門真 IC）消防相互応援協定	京田辺市、交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合
大阪市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	大阪市、枚方寝屋川消防組合
枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市消防相互応援協定	枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市

災害応援協定

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定 (北河内地域7市)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
寝屋川市・すさみ町災害 時相互応援協定	寝屋川市、すさみ町
災害相互応援協定 (京阪奈6市)	八幡市、京田辺市、生駒市、交野市、寝屋川市、枚方市
中核市災害相互応援協定 (中核市各市(令和2年 4月1日現在))	函館市、旭川市、青森市、八戸市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、盛岡市、宇都宮市、越谷市、川越市、川口市、船橋市、横須賀市、柏市、前橋市、高崎市、八王子市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、和歌山市、大津市、豊中市、明石市、西宮市、奈良市、尼崎市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市

2 自衛隊の災害派遣要請の要求 [市]

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情報及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第6節「自衛隊の災害派遣」に定める。

3 緊急消防援助隊の応援要請 [市・枚方寝屋川消防組合]

市は、枚方寝屋川消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡が取れないときには直接消防庁長官に対して要請する。

4 災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協力要請 [市]

市は、府と大阪府衛生管理協同組合が締結した「災害時団体救援協定書」に基づき、必要に応じて、府に対し、災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について協

力を要請する。

府は、市の要請を受けて大阪府衛生管理協同組合に支援協力を要請する。

#### 第4 関係機関との連携協力の確保

市は、関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に努める。

#### 第5 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業所との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保対策等の検討を進める。

#### 第6 大阪府沿岸部の津波被害地域に対する後方支援

南海トラフ巨大地震による津波により、大阪府沿岸部では甚大な被害も想定されるため、市は広域的な防災体制の観点から、府等からの要請により必要な後方支援を行う。

#### 第7 その他の応急対策の実施

その他の応急対策については、「地震災害応急対策・復旧対策編」による。

## 第5章 円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 避難対策等〔市・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関〕

- 1 市は、指定避難所を開設した場合は、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を採る。
- 3 避難行動要支援者に対しては、次の点に留意する。
  - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
  - (2) 市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の指定避難所までの介護及び搬送は、あらかじめ避難支援等関係者が定められている場合は当該避難支援等関係者が、定められていない場合は、原則として本人の親族及び消防団、地域協働協議会（防災に関する部会）等が連携して行うものとし、市は、地域協働協議会（防災に関する部会）を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- 4 市は、妊産婦や乳幼児を連れた保護者に対しては、必要に応じて避難介助や、指定避難所において必要な支援等を行う。
- 5 市は、外国人に対しては、多言語での生活関連情報等の情報提供に努め、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。
- 6 市は、市内に滞在する出張者や旅行者等に対しても、適切な支援を行い、安心して行動できる条件及び環境づくりに努める。
- 7 指定避難所での救護に当たっては、次の点に留意する。
  - (1) 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - ア 避難者の受入れ
    - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
    - ウ その他必要な措置
  - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を採る。

- ア 流通在庫の引渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

8 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

9 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。

市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

## 第2 消防機関等の活動 [枚方寝屋川消防組合・消防団]

1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。ただし、地震発生時においては人命の救出救護を優先する。

- (1) 避難誘導
- (2) 救助、救急 等
- (3) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、枚方寝屋川消防組合の地震災害消防計画及び緊急消防援助隊受援計画に定める。

## 第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道 [市]

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

### 2 電気 [関西電力送配電株式会社]

電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

### 3 ガス [大阪ガス株式会社]

ガス事業者については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。



4 通信〔西日本電信電話株式会社・KDDI株式会社・ソフトバンク株式会社〕  
電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

5 放送〔日本放送協会大阪拠点放送局・各民間放送株式会社〕

(1) 放送事業者は、府、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や市民等及び旅行者等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

(2) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

## 第4 交通対策

1 道路〔市・寝屋川警察署・近畿地方整備局大阪国道事務所・大阪府枚方土木事務所・西日本高速道路株式会社〕

(1) 市、府公安委員会及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

## 第5 公共施設に関する対策〔市〕

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 利用者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用自家発電設備の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

- (イ) 地域住民の避難場所、指定避難所となる施設については住民等の受入方法等
  - イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置を採るほか、次に掲げる措置を採る。
  - また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、市は同様の措置を採るよう協力を要請する。
  - ア 非常用自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市が定める指定避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を採るとともに、市が行う指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を採る。

# 第6 迅速な救助〔市、枚方寝屋川消防組合、消防団〕

## 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

## 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

## 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

## 4 消防団の充実

消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

## 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 [市・枚方寝屋川消防組合]

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備

### 第2 建築物等の耐震化の推進 [市・枚方寝屋川消防組合]

市は、「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、特定既存不適格建築物（民間）及び市施設等の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

#### 1 市施設等の耐震化

市及び枚方寝屋川消防組合は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

・「寝屋川市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設のあり方を検討した上で、今後も継続して不特定多数の市民が利用する施設については、更なる安全確保を図るため、耐震化率100%を目指す。

## 2 一般建築物耐震化の促進

市及び府は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画（平成28年1月）」及び「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年6月の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前の構造基準で建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

- ・ 平成32年度における住宅（戸建て住宅、共同住宅）の耐震化率の目標値を95%とする。
- ・ 平成32年度における特定既存不適格建築物（民間）の耐震化率の目標値を95%とする。

### (1) 耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、国・府・市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

#### ア 寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金制度

木造一戸建ての住宅にあつては平成12年5月31日以前に建築されたものを対象とする。

#### イ 寝屋川市木造住宅耐震改修補助制度

昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象とする。

耐震改修工事を行う場合、耐震改修補助と併せて耐震設計費用についても補助する。

## 第7章 防災訓練計画

[市・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関]

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、府及び防災関係機関、地域協働協議会（防災に関する部会）等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、市内滞在者に対する避難誘導訓練
  - (3) 情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
  - (5) 避難所開設・運営訓練

## 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[市・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関]

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育を併せて実施する。

特に市民が出かける機会が多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。また、緊急地震速報について、この情報の特徴を理解して的確な行動を採れるよう、普及啓発を進める。

### 1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- (9) 近年発生した地震及び津波災害において、実際に災害対策に従事した市町村職員の実体験や教訓等

### 2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実状に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する

知識

- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 近年発生した地震及び津波災害の教訓
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上採るべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
- (11) 市民ができる応急手当、最低3日間分、できれば1週間分以上の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (13) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動に関する知識

### 3 児童・生徒・園児・保育所児に対する教育

小学校、中学校、幼稚園、保育園、保育所において、次の点に配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 近年発生した地震及び津波災害の教訓
- (2) 地震・津波のメカニズムと、発生した場合の対処の仕方
- (3) 地域の一員として共助に資する意識を高める。
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること。
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動に関する知識

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び府が、実施する研修に参加するよう努める。

### 5 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

## 第9章 南海トラフ巨大地震等の時間差発生による災害拡大防止

### 第1 南海トラフ巨大地震が時間差発生した場合への対応

#### 1 対応方針 [市]

- (1) 市は、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、災害応急対策要員の配置等対応策を明確にした災害応急対策マニュアルを作成する。
- (3) 複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物及び急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

#### 2 応急危険度判定の迅速化等 [市]

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。